

第3次厚木市里地里山保全等促進計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、厚木市里地里山保全等促進条例（以下「条例」という。）に基づき策定するものであり、令和3（2021）年3月に策定した現行計画が令和8（2026）年度をもって満了を迎えることから、令和9（2027）年度を始期とする次期計画を策定するものです。

2 基本的事項

(1) 里地里山とは

里地里山は、自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域概念です。

また、里地里山は人工的な自然であり、人の手による十分な管理が加わることで初めて成立する「二次的な自然」です。

かつての里地里山は、農林業生産や生活の営みの場としての役割を担ってきましたが、現在は「生物多様性の保全」、「防災・減災」、「景観や伝統的生活文化の継承」、「環境教育や自然体験の場」等の多面的な機能を有し、地域社会における重要なエリアと位置付けられます。

(2) 計画の目的

本計画は、条例が掲げる目的の達成に向け、本市の里地里山の保全及び活用に関する目標を示すものとします。また、条例の基本理念にのっとり、市民、里地里山活動団体、企業、大学、行政等の多様な主体が「共創」の取組により様々な活動を推進し、里地里山の多面的機能を次世代へ継承していくために必要な事項を明らかにします。

厚木市里地里山保全等促進条例（抜粋）

（目的）

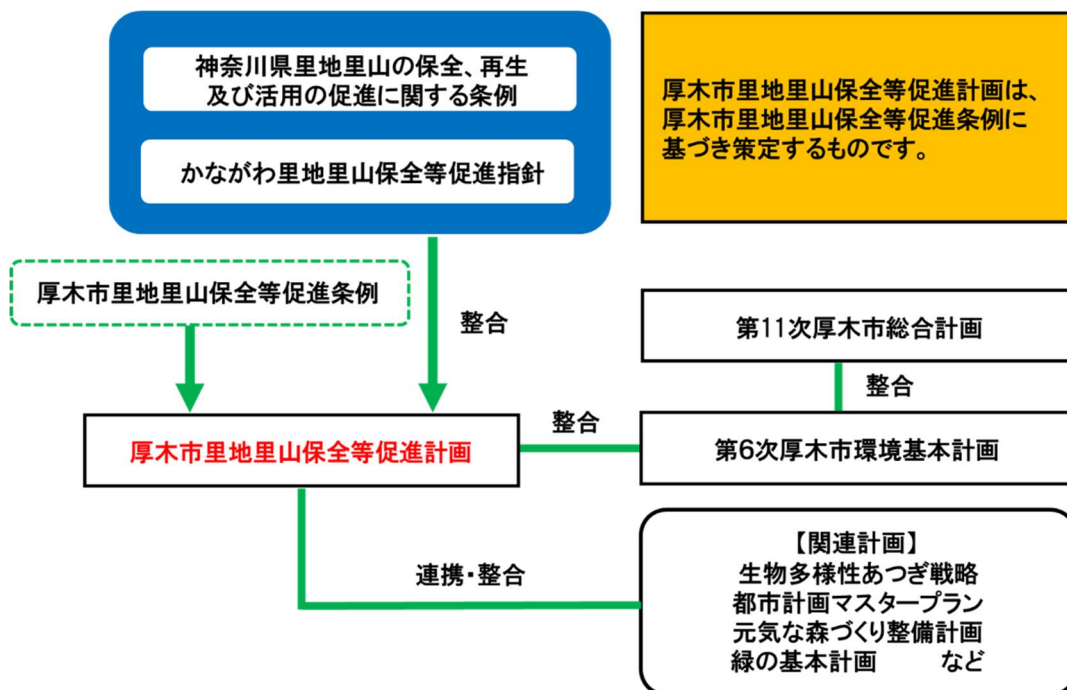
第1条 この条例は、里地里山の保全及び活用(以下「里地里山の保全等」という。)についての基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、里地里山活動団体及び市民の役割等を明らかにするとともに、里地里山の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって市民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(3) 計画の位置付け

本計画は、条例を踏まえ、上位計画である「第11次厚木市総合計画」や同時期に策定予定の「第6次厚木市環境基本計画」、関連計画である「厚木市緑の基本計画」、「元気な森づくり整備計画」、「厚木市景観計画」等との連携を図りながら推進していきます。

また、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」及び「かながわ里地里山保全等促進指針」との整合を図ります。

【イメージ図】



(4) 計画の期間

計画期間は、令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間とします。また、中間年度である令和13（2031）年度以降必要に応じて見直しを実施します。

3 現状と課題

令和7（2025）年度に実施した市民意識調査結果において、本市の現在のまちのイメージとして「自然環境の豊かなまち」が41.9%と最も高い結果でした。これは隔年実施している本調査において、平成23（2011）年度から継続的に1番高いイメージとして支持を得ており、本市の魅力の一つである自然環境の豊かさが市民の意識にも根付いていると言えます。

また、同調査では「自然環境や生態系を守るための取組としてどのような取組が必要であるか」の問いに対して、「里地里山の保全活動の活性化」が必要であるとの回答が54.7%と最も高く、里地里山の保全活動についても対応が求められています。

現在本市では、玉川地区、荻野地区、小鮎地区の3地区を里地里山保全の重点地域として位置付けるとともに、重点地域内で活動する9つの認定保全活動団体に対し継続的な支援を行っており、認定保全活動団体の活動面積は、令和7年度末現在で約6.8haとなっています。

しかし、会員の高齢化や担い手不足により、解散や活動規模の縮小が予定される団体も存在し、将来的に活動面積の減少が予測されています。

4 策定に当たって考慮すべき視点

(1) 重点地域の保全

現地調査や認定団体へのヒアリングを継続的に行い、重点地域における里地里山の保全を図るとともに、活動面積の拡大など重点地域の良好な里地里山環境の確保が求められています。

(2) 里地里山活動団体の活性化

里地里山活動団体の活動を継続し、更なる活性化を図るため、会員や参加者の増加、若手後継者の育成、地域理解の促進に向けた周知啓発が必要とされています。また、団体間の協力や連携強化が求められています。

(3) 観光資源としての活用

観光資源として里地里山を有効活用することは、地域振興や地域資源の地産地消の促進につながります。

自然体験や農作物の収穫を兼ねた体験イベントなどのエコ・グリーンツーリズムを推進し、市内外へ幅広く周知することで、里地里山の観光利用による地域の活性化、市民や都市住民の里山に対する理解を促進する必要があります。

(4) 環境教育の場としての活用

里地里山では五感を活用した体験型環境学習が可能です。自然に直接触れる、匂いを感じる、季節の移り変わりを目で観察するなどの活動を通じて、自然とのつながりを直感的に感じることができます。

また、学童期から青年期までの世代を対象に日常では得られない自然体験を提供することで、環境問題への理解を深めるとともに、自然と人間の営みについて考えるきっかけをつくり、将来にわたって里地里山に携わる人材を育成する必要があります。

(5) 企業の CSR・SDGs 活動の場としての活用

企業が CSR 活動等を通じ保全活動に関わることは里地里山の活性化にもつながります。また、里地里山の保全は SDGs のゴールのうち、15 番目の目標である「陸の豊かさを守ろう」と密接に結びついています。

こうした企業による積極的な関与は、ボランティアとして認定団体への労働力提供や、資金面での支援など、多様な形で展開されることが期待されます。これにより、地域社会と企業が連携しながら、持続可能な里地里山の保全・活性化をより効果的に推進します。

(6) 新たな里地里山活動団体の形成

令和 7（2025）年 12 月に実施した市民アンケートでは、里山の保全活動に参加してみたいと回答した人の割合は 27.7%と、里山体験に魅力を感じている市民は潜在的に一定数いることが分かりました。

このようなニーズを持った市民の参加を促進するために、討論会の実施や市内大学との連携強化、里山保全活動団体の新設等について検討します。

(7) ネイチャーポジティブ※実現に向けた認定制度の拡充

里地里山の維持管理を行うことは、生物多様性を保全することと密接に関連します。

今後は、動植物の保全・調査や自然環境の再生活動を実施する団体についても、認定の対象とするよう制度の拡充を検討します。

※ネイチャーポジティブ…自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

5 策定体制

厚木市里地里山保全等促進委員会（附属機関）

公募による市民、学識経験者及び関係行政機関の職員により構成し、新規計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

6 進行管理

PDCAサイクルに基づき、本計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を厚木市里地里山保全等促進委員会において継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど、計画の実効性を確保します。

7 策定スケジュール

次期計画の主な策定スケジュールは、次のとおりとします。

	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定状況	● 策定方針						● 計画案					● 策定
市民参加				●	●	●		●	→			
	里地里山保全等促進委員会			意見交換会			パブリックコメント					